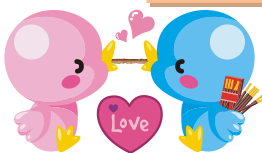




結婚活動支援事業！

コンカツ 地域で婚活支援に取り組みませんか



婚活支援に取り組むみなさんに「結婚活動支援事業補助金」を交付します

「結婚を考えているが異性と出会う機会がない・・・」「異性とどう接したらいいのかわからない・・・」「子どもに幸せな結婚をしてほしい」

みなさんの地域の中には、こんな悩みを抱える人がいらっしゃると思います。

そうした人たちのために、地域の皆さんが中心となって、独身の男女が出会うための機会づくりや、異性とのコミュニケーションを学ぶセミナーの開催などを企画運営してみませんか。

市では、結婚活動支援事業に取り組む市民及び市内の団体に補助金を交付し、皆さんの取り組みを応援します。



交付対象者

- 結婚活動支援事業に取り組む市民及び市内の団体
 - ・各団体が合同で事業を行う場合は、代表の団体または実行委員会等で申請してください

対象事業

- 下記のような事業を企画運営し、参加者の半数以上が市内に居住、または勤務している場合
 - ・独身の男女が出会うための交流会やパーティー
 - ・結婚を推進するための学習会やセミナー など

補助金額

- 1事業に対して上限3万円
 - ・対象経費から参加費等を引いた額の範囲内

対象経費

- 飲食代を除く下記の経費が対象となります

謝金	講師等への謝礼など（講師の交通費、弁当代含む）
消耗品費	事業実施に必要な物品（景品、記念品などは除く）
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料の印刷費など
通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料など
手数料	振込手数料など
保険料	損害保険料など
使用料及び賃借料	会場使用料、物品使用料、自動車借り上げ料など
その他	市長が必要と認める費用

※ 詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

市民部 地域づくり協働課

☎ 0573-66-1111

✉ kyodo@city.nakatsugawa.lg.jp